

プレスリリース

平成16年3月19日
農林水産省

国内で分離されたウイルスと韓国で分離されたウイルスの比較の結果について

動物衛生研究所において、これまでの国内の4例で分離されたウイルスと、韓国で昨年12月に分離されたウイルスについて、韓国から提供された遺伝子情報に基づき比較したところ、いずれのウイルスの遺伝子も互いに99%以上の相同性を示し、遺伝的に極めて近縁な関係にあることが判明しました。しかしながら、今回のこの結果のみでは、我が国で分離されたウイルスの由来が韓国であると考えることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための調査を実施することとしています。

(参考)

国内で分離されたウイルスの遺伝子配列は、人に感染した香港やベトナムのウイルスのものとは異なることが既に確認されています。

韓国における高病原性鳥インフルエンザは、昨年12月12日に発生が確認された後、2月5日以降は続発は確認されておらず、人への感染例もありません。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、ご協力をお願いします。

鳥インフルエンザについては、鶏卵や鶏肉を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

鳥インフルエンザの発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉の回収が行われるのは、生きた鶏等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

連絡先 農林水産省消費・安全局
電話 : 03-3502-8111 (代表)
担当者 : 衛生管理課 小倉 (内線3202)
杉崎 (内線3220)
03-3502-8206 (直通)